解散公告（第二回）

当基金は平成二十五年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

宮城県黒川郡大衡村中央平一番地
セントラル自動車企業年金基金
清算人　横山　修

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

秋田県潟上市天王字追分西九三番地一一
財団法人男鹿南秋教育会館
代表清算人　泉　津太郎

解散公告（第二回）

当土地改良区連合は、平成二十五年三月三十一日、山形県知事の認可により解散したので、当土地改良区連合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

山形県酒田市砂越字小形一一一番地
最上川下流右岸土地改良区連合
清算人代表　佐藤　良

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月二十二日開催の臨時理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

群馬県高崎市あら町四番地一
学校法人矢野学園
代表清算人　楠　舞

解散公告（第二回）

当法人は平成二十五年一月三十一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

東京都江東区亀戸二丁目三九番四号
社団法人東京都城東工場連盟
代表清算人　鈴木　基之

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

神奈川県横須賀市野比五―一―一
財団法人障害児教育財団
清算人　小田　豊

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月十一日開催の臨時総会の決議、平成二十五年三月三十一日信越総合通信局長及び新潟県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

新潟市中央区川岸町三丁目一八番地
社団法人新潟県情報通信基盤整備協会
代表清算人　竹石　松次

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月二十八日上越市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

新潟県上越市藤巻一〇番一号
樋場新町土地区画整理組合
代表清算人　石黒　堉雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

長野県上田市大手一丁目一一番一六号
社団法人上田市産業開発公社
清算人　石黒　豊

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月十一日長野県知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

長野県下伊那郡高森町下市田二一八三番地一
高森町土地開発公社
清算人　山田　幹男

解散公告（第二回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

長野県下水内郡栄村大字北信四四一四番地一
財団法人栄村振興公社
代表清算人　島田　茂樹

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

名古屋市中区橘二丁目八番五五号
財団法人真宗大谷派名古屋別院維持財団
代表清算人　松野　厚

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十二日開催の総会の決議により、平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

愛知県岡崎市十王町二丁目九番地
社団法人岡崎市職員共済会
清算人　谷口　善一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月二十二日開催の解散総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

愛知県犬山市大字今井字東山一二三番地
農事組合法人今井果樹組合
清算人　林　道範

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に存続期間の満了より平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

愛知県一宮市大志一丁目一二番三号
財団法人眞澄田学園
代表清算人　服部　忠雄

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

京都府京都市東山区一橋宮ノ内町七番地
財団法人京都仏眼協会
代表清算人　小林　靖弘